

令和4年度
募集

千葉県地域ぐるみ 福祉振興基金

①市民福祉活動団体助成事業 上限 10万円

対象経費が広がりました!
飲食代もOKです!

②ひまわり助成事業 上限 200万円

助成金の上限が高くなりました!
車など高額なものも購入可能です!

応募
期間
(共通)

令和4年5月13日(金)～6月13日(月)必着

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金について

千葉県地域ぐるみ福祉振興基金は、民間の社会福祉活動の推進・充実強化を図り
県民福祉の増進に寄与することを目的に昭和57年に設立されたものであり、民間の
社会福祉活動に対して助成を行っています。

お問合せ先

千葉県社会福祉協議会

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

TEL:043-245-1101 / FAX:043-244-5201

詳しくは
こちら

千葉県社協 ぐるみ



で検索

① 市民福祉活動団体助成事業

詳細は千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業募集要項をご覧ください

対象となる事業
(例示)

- ① 事業啓発用パンフレットやリーフレットの作成・発行
- ② 県民向け講演会や高齢者・障害者・児童等に向けた講習会等の開催
(福祉講演会、ポッチャ教室、手話教室、障害についての勉強会等)
- ③ 高齢者、障害者・児童等を対象とした食事会・交流会等の開催
(高齢者サロン、子育てサロン、クリスマス会、パソコン教室等)
- ④ 高齢者・障害者・児童等の日常生活支援
(配食サービス、車いす点検、子ども食堂、見守り等)
- ⑤ 活動の規模拡大・老朽化等に伴う備品・機器の購入・買い換え
(パソコン、プリンター、テーブル、椅子、ユニフォーム作成等)

助成対象経費



上限 10万円

◆ 対象経費

- ・消耗品費
- ・印刷製本費
- ・旅費交通費
- ・諸謝金(講師・出演者等)
- ・サロン等開催に係る飲食代(茶菓子代、飲料代)など
- ・会議費(茶菓子代、飲料代、弁当代等含む)
- ・賃借料(会場代・バス借上げ代等)
- ・通信費

◆ 対象外経費

- ・職員、運営スタッフ等の人件費(日当を含む)
- ・光熱水費、家賃などの間接経費
- ・施設など建物の改修・修繕に要する経費
- ・団体の会員のみを対象とした事業に要する経費等

※赤字は今年度から対象を拡大したものです。

② ひまわり助成事業

詳細は千葉県地域ぐるみ福祉振興基金助成事業募集要項をご覧ください

A 新規事業 新規に事業を立ち上げたい団体

B 拡充事業 事業の拡充をしたい団体

対象となる事業
(例示)

- ① 高齢者や障害者を対象とした有償家事援助サービス
- ② 高齢者や障害者のための外出支援サポート
- ③ 保護者が昼間不在の児童に対する放課後支援や学習指導事業
- ④ 障害者やけがをした一般住民への車いす等の貸し出しサービス
- ⑤ 活動の規模拡大・老朽化等に伴う備品・機器の購入・買い換え

助成対象経費



上限 200万円

◆ 対象経費

- A 新規事業**
 - ・設備費(冷暖房・手すり設備、ネットワーク設備等)
 - ・備品購入費(車いす・パソコン・プリンター・机・エアコン等)
 - ・車両購入費
 - ・印刷費(活動周知リーフレット制作等)
- などの助成事業に直接要する事業費を対象とします。
- B 拡充事業**
 - ・上記[A. 新規事業]に記載のもの
 - ・修繕費
- などの拡充部分の助成事業に直接要する事業費を対象とします。

◆ 対象外経費

- ・職員、運営スタッフ等の人件費(日当を含む)
- ・光熱水費、家賃などの間接経費
- ・施設など建物の改修・修繕に要する経費
- ・団体の会員のみを対象とした事業に要する経費等